

発達相談実施要領

1 目的

乳幼児健康診査等において、精神発達面での経過観察が必要と判断された児とその保護者に対する事後支援の一環として実施し、障がいの早期発見、療育への処遇など個々の状況に応じて、発達を促すための適切な指導、援助を行う。

2 対象者

乳幼児健康診査、相談等で要経過観察とされた、精神発達に何らかの異常や障がいの疑いのある幼児とその保護者

3 担当者

小児科医師 臨床心理士 保健師

4 実施日・実施方法

予約制とし、随時面接を設定する。

5 事後措置

(1) 何らかの障がいが認められ、早期の療育が必要と判断された場合には保護者に対して専門機関を紹介する等の助言、指導を行い、適切な処遇に努める。

(2) ひきつづき、経過観察が必要な場合は適宜面接指導を実施する。
また、担当保健師による訪問援助を合わせて行う。

附則

この要領は、平成19年4月1日から適用する。